~毎月10日は人権を考える日~

12月10日は人権の日

毎年12月10日は、人権の日です。この日は、国連総会が1948年に世界人権宣言を採択した日です。世界人権宣言は、「人種、肌の色、宗教、性別、言語、政治上その他の意見、国民的または社会的出身、財産、門地またはその他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と宣言しています。国連の文書の中で最も多くの言語に翻訳された宣言です。

20世紀は、まさに戦争の世紀でした。二度にわたる世界大戦が起こり、兵器の近代化により、多くの人命が失われました。第二次世界大戦中は、民族虐殺、人権侵害が横行しました。このような二度と繰り返してはならない苦い経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権を守ることが世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきたのです。そこで、1948年12月10日に国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択され、すべての人々と国家にとっての達成すべき共通の基準としたのです。当時の国連総会エバット議長は「これは偉大なる進化の第一歩に過ぎないが、人権と基本的自由を国家連合が宣言する初の機会となった。この宣言は国連の総意としての権威を持ち、世界の多くの人々にとって支援、指針、発想のよりどころとなる文書である。」と述べています。皮肉なことに現在戦時下にある国は、この採決を棄権しています。※賛成48、反対0、棄権8(ソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、サウジアラビア、南アフリカ)、欠席2(ホンジュラス、イエメン)

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、それ自体が法的拘束力を持つものではありません。しかし、この時代に初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものでした。すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

さらに、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、後に「経済的、社会的 及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規 約)」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するために様々な条約が採択 されています。(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条 約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、障害者の権利に関する条約など)

これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広めていくことが一人一人の人権を守ることにつながるのです。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を最終日とする一 週間を「人権週間」と定めています。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課